

2. 生物多様性に係る国際動向

(1) IPBES ③地球規模評価報告書(2019)の概要

自然がもたらすもの※は世界的に劣化し、自然の変化を引き起こす要因は過去50 年間に加速。

このまでは、生物多様性保全と持続可能な利用に関する国際的目標は達成できず、目標達成向けには（間接要因に働きかける）横断的な「社会変革（transformative change）」が必要。」

※自然がもたらすもの（Nature's contributions to people）は、IPBESにおいて生態系サービスとほぼ同義の用語として使用。自然がもたらす負の影響含まれている。

IPBES地球規模評価報告書（2019）のポイント

1. 自然がもたらすもの（NCP）※は世界的に劣化。

2. 自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は、過去50年の間に加速。地球規模で自然の変化に大きな影響を与えている。

<直接的な要因>

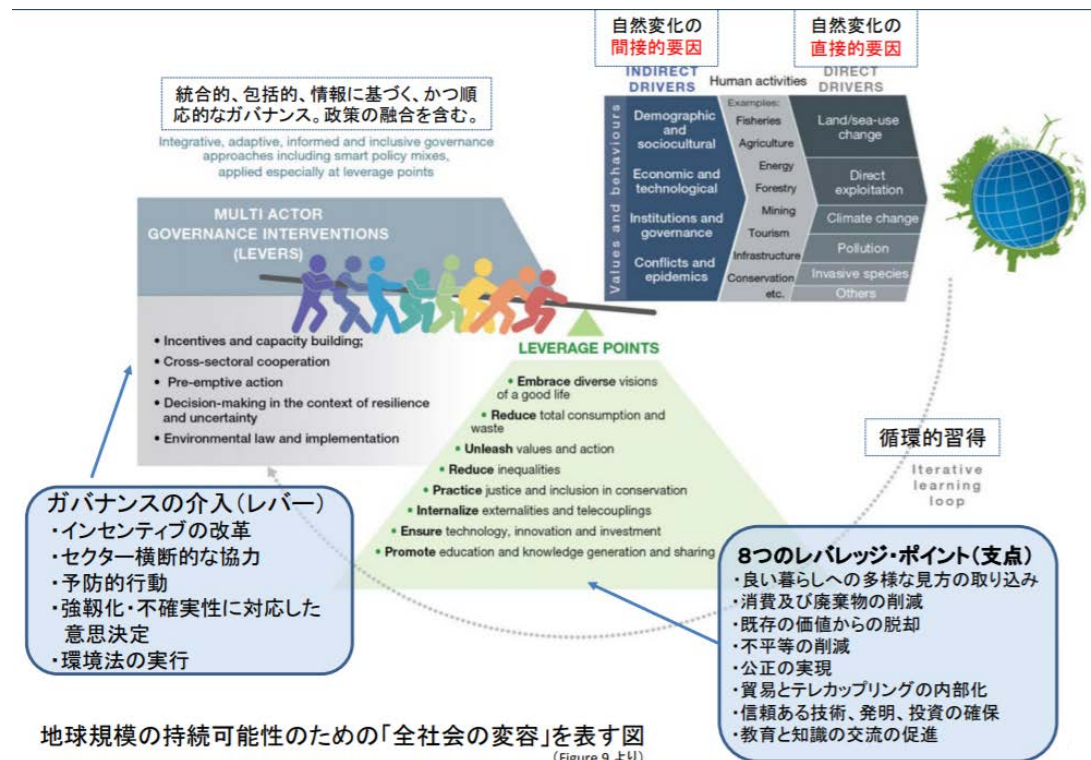
①陸と海の利用の変化、②生物の直接的採取、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入

<間接的な要因>

①生産・消費パターン、②人口動態、③貿易、④技術革新、⑤地域から世界的な規模でのガバナンス

3. このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されない。しかし、経済・社会・政治・科学技術における横断的な社会変容（transformative change）により、2030年そしてそれ以降の目標を達成できる可能性。

4. 社会変容（transformative change）を促進する緊急かつ協調的な努力が行われることで、自然を保全、再生、持続的に利用しながらも同時に国際的な社会目標を達成できる。



出典：第1回次期生物多様性国家戦略研究会資料（令和2年1月 環境省）をもとに作成

2. 生物多様性に係る国際動向

(1)IPBES ③地球規模評価報告書(2019)の概要(つづき)

地球規模評価報告書では、愛知目標の20の目標を53の要素に分け、その進捗を評価。
地球規模で十分な進捗が見られたとするgoodは53項目中5項目に留まる。

愛知目標の進捗率

愛知目標の20の目標を53の要素に分けた場合の進捗率

※ 参考として、2014年時点の中間評価（GB04：地球規模生物多様性概況第4版 SBSSTA）を青文字で記載（56要素に分けた進捗率）

「poor」

進捗がほぼ無い、全く無い

20/53 (15/56)

「moderate」

進捗は見られるが不十分、十分な進捗が一部側面や地域に限られる

19/53 (33/56)

「good」

地球規模で十分な進捗傾向

5/53 (5/56)

「unknown」

情報不足

9/53 (3/56)

Goal	Target	Target element (abbreviated)	Poor	Moderate	Good
A. Address the underlying drivers	1.1	Awareness of biodiversity			
	1.2	Awareness of steps to conserve			
	2.1	Biodiversity integrated into planning			
	2.2	Biodiversity integrated into accounting			
	2.3	Biodiversity integrated into reporting			
	3.1	Harmful subsidies eliminated and reformed			
	3.2	Positive incentives developed and implemented			
	4.1	Sustainable production and consumption			
	4.2	Use within safe ecological limits			
	5.1	Habitat loss at least halved			
B. Reduce direct pressures	5.2	Degradation and fragmentation reduced			
	6.1	Fish stocks harvested sustainably			
	6.2	Recovery plans for depleted species			
	6.3	Fisheries have no adverse impact			
	7.1	Agriculture is sustainable			
	7.2	Aquaculture is sustainable			
	7.3	Forestry is sustainable			
	8.1	Pollution not detrimental			
	8.2	Excess nutrients not detrimental			
	9.1	Invasive alien species prioritized			
C. Improve biodiversity status	9.2	Invasive alien pathways prioritized			
	9.3	Invasive species controlled or eradicated			
	9.4	Invasive introduction pathways managed			
	10.1	Pressures on coral reefs minimized			
	10.2	Pressures on vulnerable ecosystems minimized			
	11.1	10 per cent of marine areas conserved			
	11.2	17 per cent of terrestrial areas conserved			
	11.3	Areas of importance conserved			
	11.4	Protected areas, ecologically representative			
	11.5	Protected areas, effectively and equitably managed			
D. Enhance benefits to all	11.6	Protected areas, well connected and integrated			
	12.1	Extinctions prevented			
	12.2	Conservation status of threatened species improved			
	13.1	Genetic diversity of cultivated plants maintained			
	13.2	Genetic diversity of farmed animals maintained			
	13.3	Genetic diversity of wild relatives maintained			
	13.4	Genetic diversity of valuable species maintained			
	13.5	Genetic erosion minimized			
	14.1	Ecosystems providing services restored and safeguarded			
	14.2	Taking account of women, IPLCs, and other groups			
E. Enhance implementation	15.1	Ecosystem resilience enhanced			
	15.2	15 per cent of degraded ecosystems restored			
	16.1	Nagoya Protocol in force			
	16.2	Nagoya Protocol operational			
	17.1	NBSAPs developed and updated			
	17.2	NBSAPs adopted as policy instruments			
	17.3	NBSAPs implemented			
	18.1	ILK and customary use respected			
	18.2	ILK and customary use integrated			
	18.3	IPLCs participate effectively			
	19.1	Biodiversity science improved and shared			
	19.2	Biodiversity science applied			
	20.1	Financial resources for Strategic Plan increased			

出典：第1回次期生物多様性国家戦略研究会資料（令和2年1月 環境省）をもとに作成

2. 生物多様性に係る国際動向

(1) IPBES ④ IPBES等による生物多様性及び生態系サービスの評価

IPBESの評価報告書に記載された主な課題

※ 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services 生物多様性及び生態系サービスの現状や変化を科学的に評価し、政策提言を含む報告書を作成

・ アジア・オセアニア地域評価報告書（2018）

保護地域や森林面積に増加傾向が見られる一方で、海洋の生物多様性が劣化している

・ 土地劣化と再生評価報告書（2018）

自然資源から利益を得ている先進国や都市生活者の多くが土地劣化の影響を直接受けていないため、全世界の行動につながっていない（テレカップリング）

・ 地球規模評価報告書（2019）

自然がもたらすものは世界的に劣化し、自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は過去50年間に加速。目標達成に向けては（間接的な要因に働きかける）経済・社会・政治・科学技術における横断的な「社会変革（transformative change）」が必要。

直接的な要因：(1)陸と海の利用の変化、(2)生物の直接的採取、(3)気候変動、(4)汚染、(5)外来種の侵入

間接的な要因：(1)生産・消費パターン、(2)人口動態、(3)貿易、(4)技術革新、(5)地域から世界的な規模でのガバナンス

生物多様性条約における評価及び情報整理等

・ 生物多様性と気候変動に関する科学技術的な情報（2019）

生物多様性と気候変動に関する科学技術的な情報について、IPCC報告書等の記述をSBSTTA23の会合文書として条約事務局がとりまとめた。

・ 地球規模生物多様性概況第5版（GB05） 現在作成中

IPBES地球規模評価報告書、第6回国別報告書等をもとに愛知目標の達成状況の評価を行う。

出典：第1回次期生物多様性国家戦略研究会資料（令和2年1月 環境省）をもとに作成

2. 生物多様性に係る国際動向

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs (Sustainable Development Goals - 持続可能な開発目標 -)

- **国連総会 (2015)**

SDGsを採択。世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲット。

- **SDGs “Wedding cake”** The Stockholm EAT Food Forum (2016 Stockholm Resilience Centre)

SDGsの17のゴールを階層化したとき、「環境」は他のゴールの土台となる。

「環境」から生み出される様々なものを活かすことで、私たちの社会は成り立っており、「環境」を持続可能なものとしなければ他のゴールの達成は望めない。

出典：<https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>

- **ネクサス・アプローチ (Nexus approach)**

課題解決に当たって、部門別の縦割りアプローチではなく、複数部門の相互の関係性を考慮して、シナジーやコベネフィットの最大化、トレードオフの最小化をはかりながら、一貫性のある施策を検討する方法。

- **国連持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム (2020年7月)**

「行動の加速化と変革の道筋：持続可能な開発に向けた行動と遂行に向けた10年の実現」をテーマとしつつ、同時に、COVID-19のパンデミックにおける、SDGs達成のあり方についても議論。

※キーワード：「Build Back Better (再建はより良いものに)」「New Normal (新しい日常)」

※6つの分野（福祉の向上、食料システムの見直し、環境保護、持続可能なエネルギー、都市・地方開発、誰一人取り残さない成長）

2. 生物多様性に係る国際動向

(2) 持続可能な開発目標(SDGs) つづき

SDGsは、第70回国連総会(2015/9/25)で採択された17の「持続可能な開発目標」であり、生物多様性の愛知目標は、全ての SDGs に関係している。

愛知目標と対応するSDGs

戦略目標	愛知目標	対応するSDGs
戦略目標A 生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する	目標1：生物多様性の価値と行動の認識	4 質の高い教育をみんなに 12 つくば未来
	目標2：生物多様性の価値を国・地方の計画に統合、国家勘定・報告制度に組込	1 貧困をなくそう 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 17 パートナリーシップで目標を達成しよう
	目標3：有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用	14 海の豊かさを守ろう
	目標4：持続可能な生産・消費計画の実施	2 気候変動に具体的な対策を 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくば未来 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
戦略目標B 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する	目標5：森林を含む自然生息地の損失を半減ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少	7 持続可能なエネルギー 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
	目標6：水産資源が持続的に漁獲	1 貧困をなくそう 2 気候変動に具体的な対策を 8 働きがいも経済成長も 12 つくば未来 14 海の豊かさを守ろう
	目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理	1 貧困をなくそう 2 気候変動に具体的な対策を 8 働きがいも経済成長も 12 つくば未来 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
	目標8：汚染を有害でない水準へ	3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 10 人や動物の平等と包摂的な社会 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくば未来 14 海の豊かさを守ろう
	目標9：侵略的外来種の制御・根絶	15 陸の豊かさも守ろう
	目標10：脆弱な生態系への悪影響の最小化	14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう

出典：持続可能な開発目標（SDGs）ステークホルダーズ・ミーティング第9回会合（平成31年3月） 環境省発表資料をもとに作成

2. 生物多様性に係る国際動向

(2) 持続可能な開発目標(SDGs) つづき

愛知目標と対応するSDGs

戦略目標	愛知目標	対応するSDGs
戦略目標C 生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する。	目標 1 1 : 陸域の 17%、海域の 10% を保護地域等へ	   
	目標 1 2 : 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止	 
	目標 1 3 : 作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化	 
戦略目標D 生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する。	目標 1 4 : 自然の恵みの提供・回復・保全	         
	目標 1 5 : 劣化した生態系の 15% 以上の回復	      
	目標 1 6 : ABS に関する名古屋議定書の施行・運用	  
戦略目標E 参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する。	目標 1 7 : 国家戦略の策定・実施	    
	目標 1 8 : 伝統的知識の尊重・主流化	   
	目標 1 9 : 関連知識・科学技術の改善	     
	目標 2 0 : 資金資源を顕著に増加	 

出典：持続可能な開発目標（SDGs）ステークホルダーズ・ミーティング第9回会合（平成31年3月） 環境省発表資料をもとに作成

2. 生物多様性に係る国際動向

(3) ポスト2020生物多様性枠組0.1次ドラフト

● B. 2050 ゴールの概要

ゴールA
生態系・種・遺伝的多様性

自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも〔X%〕増加することで、すべての種の健全かつレジリエントな個体群が支えられるとともに絶滅のおそれのある種の数が〔X%〕減少するほか、遺伝的な多様性が維持されている。

ゴールB
保全と持続可能な利用により、
自然がもたらすもの（NCP）
を評価・維持・強化

保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの（NCP）が高く評価され、維持され、もしくは強化され、すべての人々の便益のために世界的な開発アジェンダを支えている。

ゴールC
遺伝資源の利用から生じる利
益が公正かつ衡平に配分

遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分されている。

ゴールD
実施手段の利用可能性の確
保

枠組のすべてのゴールとターゲットを達成するための実施手段が利用可能になっている。

出典：Convention on Biological Diversity（CBD）：Draft monitoring framework for the post-2020 global biodiversity framework for review 2020年6月（仮訳）

2. 生物多様性に係る国際動向

(3) ポスト2020生物多様性枠組0.1次ドラフト(つづき)

● D(a) 生物多様性への脅威を減らす

ターゲット1

陸域/海域の〔50%〕以上を空間計画下に置き、自然生態系の〔x%〕再生を可能にする。

2030年までに、陸域及び海域の〔50%〕が地球規模で土地／海の利用の変化を扱う空間計画の下にあることにより、ほとんどの既存の手つかずの地域及び原生自然が保持されるとともに、劣化した淡水域、海域及び陸域の自然生態系及びそれら生態系間の連結性の〔X%〕の再生が可能になる。

ターゲット2

陸域/海域重要地域を中心に〔30%〕保護

2030年までに、保護地域及びその他の効果的な地域をベースとした保全手段（OECM）の良好に連結された効果的なシステムを通じて、生物多様性にとって特に重要な地域を中心に地球の少なくとも30%を保護及び保全する。

ターゲット3

種の回復・保全、野生生物との軋轢〔x%〕減

2030年までに、野生の動植物種の回復及び保全を可能にするための積極的な管理の行動を確保するとともに、人と野生生物の軋轢を〔X%〕削減する。

ターゲット4

種の採取、取引、利用を合法、持続可能に

2030年までに、野生の動植物種の採取、取引及び利用が合法的で、持続可能な水準にあり、更に安全であることを確保する。

2. 生物多様性に係る国際動向

(3) ポスト2020生物多様性枠組0.1次ドラフト(つづき)

● D(a) 生物多様性への脅威を減らす

ターゲット5

外来生物 侵入率[50%]減減
少、優先度の高い地域での影響
[50%]減少

2030年までに、侵略的外来種（IAS）の侵入経路を管理し、及び可能なところでは制御することで、新規の侵入率の〔50%〕の減少を達成するとともに、IASの影響をなくす又は減少させるために、優先度の高い場所で少なくとも〔50%〕削減するなど、IASを根絶、防除及び管理を行う。

ターゲット6

過剰栄養[x%]、殺生物剤[x%]、
プラ廃棄物[x%]削減を含む、汚染
物の人及び生物多様性に有害とな
らない範囲までの低減

2030年までに、過剰栄養の〔x%〕、殺生物剤の〔x%〕、プラスチック廃棄物の〔x%〕の削減を含め、すべての汚染源からの汚染を生物多様性と生態系の機能及び人の健康にとって有害とならない水準まで低減する。

ターゲット7

NbS、EbAによる緩和・適応、防
災・減災の増加

2030年までに、レジリエンスを確保するとともに生物多様性へのいかなる負の影響も最小化しつつ、自然を活用した解決策（NbS）及び生態系を活用したアプローチによる気候変動の緩和及び適応と防災・減災への貢献を増大させる。

2. 生物多様性に係る国際動向

(3) ポスト2020生物多様性枠組0.1次ドラフト(つづき)

● D(b) 人々の要請に応える

ターゲット8

種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、生計、健康、福利の確保

2030年までに、野生の動植物種の持続可能な管理を介して人々、特に最も脆弱な人々のための、栄養、食料安全保障、生計、健康及び福利を含む、便益を確保する。

ターゲット9

農業生態系等のレジリエンスと持続可能性を支えることにより生産性ギャップ[50%]縮小

2030年までに、農業生態系及び他の管理された生態系の保全と持続可能な利用を通じて、これらの生態系における生物多様性の生産性、持続可能性及びレジリエンスを支えることで、生産性のギャップを少なくとも[50%]縮小させる。

ターゲット10

NbS、BbAにより[x百万人]にとっての大気、災害、水の質と量の調節に貢献

2030年までに、自然を活用した解決策(NbS)及び生態系を活用したアプローチが、少なくとも[XXX]百万人にとっての、大気質、災害や異常事象、及び水の質及び量の調節に貢献することを確保する。

ターゲット11

緑地、親水空間へのアクセス[100%]増

2030年までに、特に都市部の居住者について緑地空間／親水空間へのアクセスを持つ人々の割合を少なくとも[100%]増加させるなどして、生物多様性及び緑地空間／親水空間がもたらす健康及び福利上の便益を増加させる。

ターゲット12

ABSにより保全・持続可能な利用に配分される利益を[X]増加

2030年までに、遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセス及びそれらの利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することを通じ、生物多様性の保全及び持続可能な利用のために配分される利益を[X]増加させる。